

地域の防災力を高めよう——

避難行動要支援者 支援制度に登録を

☎ 保健福祉部 高齢福祉課 ☎ 82-1115



避難行動要支援者支援制度とは、災害発生時などに自力での避難が困難で支援が必要な高齢者や障害のある人などの情報を、避難支援関係者（民生・児童委員、行政区、自主防災組織、消防団など）と共有することで、災害時の安否確認や避難誘導等の支援に役立てるものです。いざという時のためにもぜひ登録しましょう。

※この制度は災害時の支援を必ずしも保証するものではありません。

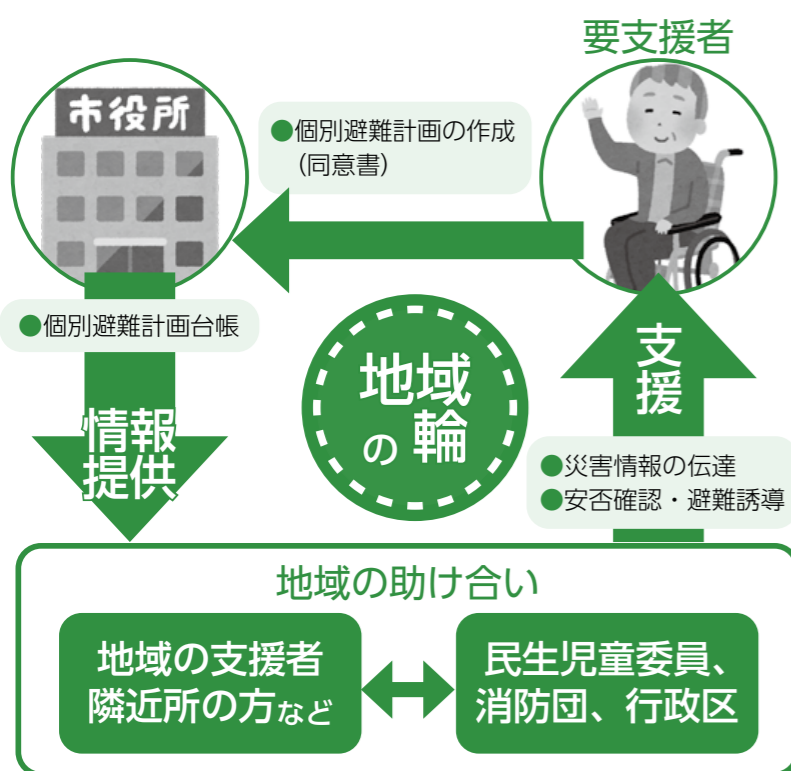
登録内容

個別避難計画には、次の内容を登録します。

- 住所 ●氏名 ●性別 ●年齢 ●電話番号 ●緊急連絡先 など
- ※登録情報は、災害時の緊急対策や日常生活の見守り支援にのみ使用し、それ以外の用途に使用することはありません。

登録・相談窓口

市では、避難支援が必要と考えられる方に対し、個別避難計画の様式を郵送しています。登録に同意する方は必要事項を記入し、高齢福祉課、各行政局または出張所へ提出してください。また、個別の通知がない方で名簿への登録を希望する方は、高齢福祉課へご相談ください。



登録対象者

- 70歳以上の一人暮らし高齢者の方*
※同居家族がいる場合でも、時間帯によって1人となる高齢者を含む。
- 介護保険認定（要介護度3～5）を受けている方
- 身体障害者手帳（1級、2級）を持っている方
- 療育手帳Aを持っている方
- 精神障害者保健福祉手帳を持っている単身世帯の方
- 市の生活支援を受けている難病患者
- 他市町村から田村市に避難している要支援者
- 自ら個別避難計画の作成を希望する方（支援を必要とする方）

個別避難計画 作成説明会

「個別避難計画作成についての説明会」を開催します。この機会に制度の理解を深めてみませんか。

- 日時
1月20日（金）午後1時30分から
- 場所
市役所 1階 多目的ホール
- 対象者
個別避難計画未作成の要支援者とその家族、避難支援関係者等
- 内容
①避難行動要支援者支援プランについて
②個別避難計画の作成について
- 申込
1月17日（火）までに高齢福祉課へ電話でお申し込みください。

☎ 保健福祉部 高齢福祉課 ☎ 82-1115



2023年、夢に向かってジャンプ！
素敵な一年になりますように。